

令和8年度救護施設物価高騰対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 滋賀県知事(以下「知事」という。)は、物価上昇により施設運営に影響を受けている救護施設の運営事業者に対し、施設運営の安定化を図るため、食料品の購入等に必要な費用および電気・ガス・水道にかかる費用を予算の範囲内において補助するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則(昭和 48 年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、生活保護法(昭和25年法律第 144号)第38条に規定する救護施設について、同法41条第2項に基づく許可を受け設置、運営を行っている事業者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、令和8年4月から令和9年2月までに支出した救護施設利用者に提供する食事にかかる費用および救護施設の電気・ガス・水道にかかる費用とする。

(補助金額)

第4条 補助金の交付額は、補助上限額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助金額とする。なお、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、救護施設物価高騰対策事業補助金交付申請書(別記様式第1号)(以下「申請書」という。)に申請書に記載する関係書類を添えて提出するものとする。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合には、救護施設物価高騰対策事業補助金変更交付申請書(別記様式第2号)(以下「変更申請書」という。)に変更申請書に記載する関係書類を添えて速やかに提出するものとする。

(申請の期限)

第7条 交付申請期限は、知事が別途定めるものとする。

(補助金の交付)

第8条 知事は、事業者から申請があった場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、規則第 15 条に基づき概算払いにより補助金を交付し、その内容を事業者に通知する。

(交付の条件)

第9条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合には、軽微な変更を除き、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (5) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類を事業完了の日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- 2 前項各号に定める条件に反する場合には、補助金交付の内示もしくは決定を取り消す場合がある。

(実績報告)

第 10 条 規則第 12 条に規定する実績報告は、救護施設物価高騰対策事業補助金事業実績報告書(別記様式第3号)(以下「報告書」という。)に報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後14日以内に(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認通知を受理した日から起算して14日以内に)知事に提出するものとする。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第 11 条 補助金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(標準事務処理期間)

第 12 条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1)規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して 14日以内に行うものとする。
- (2)知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から 14 日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3)規則第 13 条の規定による額の確定は、第 10 条の規定による実績報告があった日

から起算して 14 日以内に行うものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 13 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに救護施設物価高騰対策事業費補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(その他)

第 14 条 知事は、規則またはこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項はその都度別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和8年8月3日から施行する。